

大村市政だより

12日(月曜日)からは新庁舎へ
新市庁舎が完成しましたので
10月12日(月曜日)から新し
い庁舎で仕事を始めます。
市役所へご用の方は間違わな
いように新庁舎へおでかけく
ださい。

■昭和39年4月22日第三種郵便物認可 ■毎月3回1日・10日・20日発行 ■定価1部5円
■発行所 大村市役所 ■編集人 総務課長 南野 鹿松 ■印刷所 つじ印刷所

旧軍人・軍属の 年金・恩給の支給対象を改善 十月一日より受付開始

本年七月九日、遺族援護法と恩給法が改正され
十月一日から施行されています。
これにより、いままで給付の対象となっ
てなかった次のような場合にまで給付対象が拡
大され、大巾の改善が行なわれています。

**軍人軍属に対する公務
務傷病の範囲を拡大**
①大東亜戦争中の戦地勤
務で六項症以上の障
害を受けた軍人軍属に
障害年金を支給
②大東亜戦争中の戦地勤
務で死亡した軍属の遺
族に対し遺族年金、弔
慰金を支給
③日華事変中の事変地勤
務で六項症以上の障害
を受けた軍人軍属に障
害年金を支給
④日華事変中の事変地勤
務で死亡した軍人軍属
の遺族に遺族年金、弔
慰金を支給

ただし、以上の四項に該
当する場合も故意又は重
大過失によるものは除き
ます。

**公務上死亡した軍人
軍属で公務死を明ら
かにする立証資料が
ないため遺族年金な
どを受けることが出
来なかった遺族に、
遺族一時金十万円を
支給**
①日華事変以後の公務傷
病に併発した傷病によ
り在職中又は退職後二
年(結核及び精神病の
場合は六年、以内に死

亡したもの
②引き続き六カ月以上職
地に勤務したもので勤
務を終了後一年(結核
及び精神病の場合は三
年)以内に死亡したも
の

**遺族年金などを支給
する遺族の範囲を拡
大**
①戦没者の死亡後再婚し
た戦没者の妻、及び戦
没者の父母、祖父母、
並びに入夫婚姻による
父母で旧軍人恩給の停
止から遺族援護法の適
用までの期間内に、再
婚を解消(生別に限る)
した妻や婚姻をした父
母、祖父母で再婚を解
消したものに、戦没者
の身分、又は勤務の内
容により、遺族年金又
は遺族給支金を支給
②もとの陸軍又は海軍の
判任又官及び従軍文官
の内縁の妻、別戸籍の
父母及び祖父母、子、孫
に、遺族年金又は遺族
給支金、弔慰金を支給

**負傷疾病の時期を
延長**
①管内に居住すべき準士
官以下の軍人、準軍人
が昭和二十年九月一日
までに営外で公務上負
傷疾病にかかり退職後
二年(又は結核、精神
病の場合は六年)以内
に死亡したものの遺族
に特別遺族年金が支給
されていますが、今度
の改正で、昭和二十年
九月二日から復員の日
までに延長し特別弔慰
金を支給
②管内に居住すべき軍人
軍属が営外で公務上負
傷し疾病にかかった時
期を昭和二十年九月二
日から復員の日までに
延長し特別弔慰金を支
給
③旧軍人、準軍人が内地
などで負傷又は疾病の
ため死亡したもので、
昭和二十年九月二日か
ら復員までの間に負傷
疾病にかかりこの期間
中に死亡したものの遺
族にも、特例扶助料を
支給。

自衛隊員の募集

有する男子。
▼試験
筆記試験(国語・作文・
数学・社会)身体検査
国述試験
なお、くわしいことは、
市役所総務課か、自衛隊
に直接おたずねください

▼募集人員
二等陸士：約四千五百名
二等海士：約四百五十名
二等空士：約七百名
▼応募資格
十八才以上二十五才未滿
で、日本に国籍を有し、
中学校卒業程度の学力を

おしらせ
osirase
おしらせ
osirase

■家屋の異動調査

昭和三十一年一月一日以降に建築または増改築などをした市内全域の家屋調査を十月十五日より十二月末日までの予定で行ないます。

この調査は昭和四十年度の固定資産税の基礎とす。調査の際は所有者が居住者の立会をお願いしますのでご協力ください。なお一月一日以降、解家した家屋については本年中に所定の手続を法務

局でお取りください。この手続をしないと解家した家屋も課税課の課税台帳から抹消できませんのでご注意ください。

■狂犬病の予防注射

才二回目(昭和三十九年四月実施)と生後九十日以上の未登録犬

登録済の犬(昭和三十九年四月実施)と生後九十日以上の未登録犬

登録手数料 二百四十円
注射手数料 二百四十円
犬はくさりか丈夫なひ

もで引いてください。
登録済の犬は登録済注射済証の鑑札を持参ください。

第二回狂犬病予防注射実施日程

実施月日	実施場所	実施時間
10.19	大村市役所	9.00~16.00
10.20	西大村出張所	9.00~14.30
" "	池田公民館	15.00~16.00
10.21	諫訪公民館	9.00~11.30
" "	徴神堂広場	13.00~13.30
" "	大多武公民館	14.30~15.30
10.22	今村公民館	10.00~10.30
" "	溝陸公民館	11.00~11.30
" "	三浦出張所	13.00~14.00
" "	農協西部支所	14.30~15.00
10.23	鈴田出張所	9.30~15.00
10.26	黒木バス停留所	10.00~10.30
" "	黒木小学校	11.00~11.30
" "	萱瀬出張所	13.00~14.30
" "	宮代停留所	15.00~15.30
" "	農協第一支所	16.00~16.30
10.27	竹松出張所	9.30~16.00
10.28	福重出張所	9.30~15.00
10.29	野岳湖停留所	9.30~10.00
" "	東光寺公民館	10.30~11.00
" "	武留路公民館	11.30~12.00
" "	松原出張所	13.30~15.30
10.30	大村保健所	9.00~15.00

■汚物処理手数料

早く納めてください
昭和39年度汚物処理手数料才2期分(7.8.9.月)の納期限は9月30日となっています。まだ納めておられない方には10月20日現在で督促状を発送しますので、早目に納めて下さい。納入通知書を紛失された方は衛生課又は出張所で再交付を受けて下さい。

■結核健康診断の結果

通知のない方はまず安心
九月中旬に一般市民を対象として行なった結核健康診断の結果がわかりました。所見のある方には通知をし、精密検査をすることにしています。

■競艇開催臨時従業員を募集

市の事業課ではつぎのとおり競艇開催時臨時従業員を募集しています。
▽資格 市内居住者で三十五才未満の女子
▽選考日 十月二十八日
▽選考要領 一般常識、ソロバン、面接
▽雇用人員 若干名
▽賃金 一日 三百七十円
希望する方は十月二十日までに履歴書を事業課へ提出してください。

■無縁墓地の改葬

つぎの墓地が改葬されますので、縁故者は届け出て下さい。
墓地所在地 福岡市天神町三丁目正寺墓地
届出期日 十月二十日
届出先 福岡市天神町三丁目十二番地二十九円正寺